

社援発０３３１第１４号
令和７年３月３１日

各 都道府県知事 殿
市区町村長

厚生労働省社会・援護局長
(公 印 省 略)

「中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律による支援給付の実施要領について」の一部改正について（通知）

今般、「中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律による支援給付の実施要領について」（平成20年３月31日付け社援発第0331008号厚生労働省社会・援護局長通知）の一部を別紙の新旧対照表のとおり改正し、令和７年４月１日（第７の３（３）ア（タ）の改正部分については同年６月１日）から適用することとしたので、御了知の上、支援給付の実施に遺漏のないよう御配慮されたい。

新 旧 対 照 表

改 正 後	現 行
中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律による支援給付の実施要領について 第 1 (略) 第 2 実施責任 1～8 (略) 9 支援給付を受けていない介護老人福祉施設入所者から支援給付の申請があった場合のその者に対する実施責任は、<u>入所前の居住地又は現在地</u>を所管する支援給付の実施機関にあるものとする。なお、令和 7 年 3 月 31 日以前に介護老人福祉施設に入所していた者については、従前のおり、当該施設所在地を所管する支援給付の実施機関が支援給付の実施責任を負うこと。 ただし、第 1 の規定により出身世帯と同一世帯と認定されるべき場合は、この限りでないこと。 10～13 (略) 第 6 最低生活費の認定 1 (略) 2 一般生活費 (1) (略) (2) 加算 ア (略) イ 障害者加算	中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律による支援給付の実施要領について 第 1 (略) 第 2 実施責任 1～8 (略) 9 支援給付を受けていない介護老人福祉施設入所者から支援給付の申請があった場合のその者に対する実施責任は、<u>当該施設所在地</u>を所管する支援給付の実施機関にあるものとする。ただし、第 1 の規定により出身世帯と同一世帯と認定されるべき場合は、この限りでないこと。 10～13 (略) 第 6 最低生活費の認定 1 (略) 2 一般生活費 (1) (略) (2) 加算 ア (略) イ 障害者加算

(ア)～(イ) (略)

(オ) 介護人をつけるための費用が、生活保護法の基準別表第1第2章の2の(5)によりがたい場合であって、特別児童扶養手当等の支給に関する法律施行令別表第1に定める程度の障害の状態にあり、日常起居動作に著しい障害のため真に他人による介護を要すると認められるときは、109,770円の範囲内において当該年度の特別基準の設定があったものとして必要な額を認定して差し支えないこと。

ウ～ケ (略)

(3)・(4) (略)

(5) 被服費

ア (略)

(ア) 次のいずれかに該当する場合において、現に使用する布団類が全くないか又は全く使用に堪えなくなり、代替のものが無い場合

- a 支援給付開始時
- b 長期入院・入所後退院・退所した場合
- c 犯罪等により被害を受け、又は同一世帯に属する者から暴力を受け、生命及び身体の安全の確保を図るために新たに借家等に転居する場合

区分	金 額
再生によることができる場合	1組につき <u>15,200円以内</u>
新規に購入を必要とする場合	1組につき <u>22,200円以内</u>

(イ) 支援給付開始時及び長期入院・入所後退院・退所した場合において、現に着用する被服（平常着）が全くないか又は全く使用に堪えない状況にある者一人当たり15,300円以内

(ア)～(イ) (略)

(オ) 介護人をつけるための費用が、生活保護法の基準別表第1第2章の2の(5)によりがたい場合であって、特別児童扶養手当等の支給に関する法律施行令別表第1に定める程度の障害の状態にあり、日常起居動作に著しい障害のため真に他人による介護を要すると認められるときは、106,820円の範囲内において当該年度の特別基準の設定があったものとして必要な額を認定して差し支えないこと。

ウ～ケ (略)

(3)・(4) (略)

(5) 被服費

ア (略)

(ア) 次のいずれかに該当する場合において、現に使用する布団類が全くないか又は全く使用に堪えなくなり、代替のものが無い場合

- a 支援給付開始時
- b 長期入院・入所後退院・退所した場合
- c 犯罪等により被害を受け、又は同一世帯に属する者から暴力を受け、生命及び身体の安全の確保を図るために新たに借家等に転居する場合

区分	金 額
再生によることができる場合	1組につき <u>15,000円以内</u>
新規に購入を必要とする場合	1組につき <u>21,900円以内</u>

(イ) 支援給付開始時及び長期入院・入所後退院・退所した場合において、現に着用する被服（平常着）が全くないか又は全く使用に堪えない状況にある者一人当たり15,000円以内

(ウ) 災害にあい、災害救助法第4条の救助が行われない場合において、当該地方公共団体等の救護をもってしては、災害により失った最低生活に直接必要な布団類、日常着用する被服を賄うことができない場合

世帯人員別	金 額	
	夏季 (4月から9月まで)	冬季 (10月から3月まで)
2人まで	<u>21,900円以内</u>	<u>39,300円以内</u>
4人まで	<u>41,700円以内</u>	<u>66,500円以内</u>
5人	<u>53,600円以内</u>	<u>84,600円以内</u>
6人以上1人を増すごとに 加算する額	<u>7,800円以内</u>	<u>11,600円以内</u>

(I) 出産を控えて新生児のための寝具、産着、おむつ等を用意する必要がある場合

57,200円以内

(オ) 入院を必要とする者が入院に際し、寝巻又はこれに相当する被服が全くないか又は使用に堪えない場合

4,800円以内

(カ) 常時失禁状態にある患者（介護施設入所者を除く。）等が紙おむつ等を必要とする場合

月額 26,100円以内

イ (略)

(6) 家具什器費

ア 炊事用具、食器等の家具什器

被支援世帯が次の（ア）から（オ）までのいずれかの場合に該当し、第6の総論に定めるところによって判断した結

(ウ) 災害にあい、災害救助法第4条の救助が行われない場合において、当該地方公共団体等の救護をもってしては、災害により失った最低生活に直接必要な布団類、日常着用する被服を賄うことができない場合

世帯人員別	金 額	
	夏季 (4月から9月まで)	冬季 (10月から3月まで)
2人まで	<u>21,400円以内</u>	<u>38,400円以内</u>
4人まで	<u>40,700円以内</u>	<u>65,000円以内</u>
5人	<u>52,400円以内</u>	<u>82,600円以内</u>
6人以上1人を増すごとに 加算する額	<u>7,600円以内</u>	<u>11,300円以内</u>

(I) 出産を控えて新生児のための寝具、産着、おむつ等を用意する必要がある場合

55,600円以内

(オ) 入院を必要とする者が入院に際し、寝巻又はこれに相当する被服が全くないか又は使用に堪えない場合

4,700円以内

(カ) 常時失禁状態にある患者（介護施設入所者を除く。）等が紙おむつ等を必要とする場合

月額 25,200円以内

イ (略)

(6) 家具什器費

ア 炊事用具、食器等の家具什器

被支援世帯が次の（ア）から（オ）までのいずれかの場合に該当し、第6の総論に定めるところによって判断した結

果、炊事用具、食器等の家具什器を必要とする状態にあると認められるときは、35,800円の範囲内において特別基準の設定があったものとして家具什器（イ及びウを除く。）を支給して差し支えないこと。

なお、真にやむを得ない事情により、この額により難いと認められるときは、57,000円の範囲内において、特別基準の設定があったものとして家具什器（イ及びウを除く。）を支給して差し支えないこと。

（ア）～（オ） （略）

イ 暖房器具

被支援世帯がアの（ア）から（オ）までのいずれかに該当した場合であって、それ以降、初めて到来する冬季加算が認定される月において、最低生活に直接必要な暖房器具の持ち合わせがないときは、暖房器具の購入に要する費用について、29,000円の範囲内において、特別基準の設定があったものとして必要な額を認定して差し支えないこと。

なお、被支援者が居住する地域の気候条件や住宅設備の状況等により、FF式又は煙突式等の暖房器具を購入する必要がある場合など、暖房器具の購入に要する費用が29,000円をこえることが、真にやむを得ないと実施機関が認めたときは、暖房器具の購入に要する費用について、73,000円の範囲内において、特別基準の設定があったものとして必要な額を認定して差し支えないこと。

ウ 冷房器具

被支援世帯がアの（ア）から（オ）までのいずれかに該当し、当該支援世帯に属する被支援者に熱中症予防が特に必要とされる者がいる場合であって、それ以降、初めて到来する熱中症予防が必要となる時期を迎えるに当たり、最低生活に直接必要な冷房器具の持ち合わせがなく、真にやむを得ないと実施機関

果、炊事用具、食器等の家具什器を必要とする状態にあると認められるときは、34,400円の範囲内において特別基準の設定があったものとして家具什器（イ及びウを除く。）を支給して差し支えないこと。

なお、真にやむを得ない事情により、この額により難いと認められるときは、54,800円の範囲内において、特別基準の設定があったものとして家具什器（イ及びウを除く。）を支給して差し支えないこと。

（ア）～（オ） （略）

イ 暖房器具

被支援世帯がアの（ア）から（オ）までのいずれかに該当した場合であって、それ以降、初めて到来する冬季加算が認定される月において、最低生活に直接必要な暖房器具の持ち合わせがないときは、暖房器具の購入に要する費用について、27,000円の範囲内において、特別基準の設定があったものとして必要な額を認定して差し支えないこと。

なお、被支援者が居住する地域の気候条件や住宅設備の状況等により、FF式又は煙突式等の暖房器具を購入する必要がある場合など、暖房器具の購入に要する費用が27,000円をこえることが、真にやむを得ないと実施機関が認めたときは、暖房器具の購入に要する費用について、67,000円の範囲内において、特別基準の設定があったものとして必要な額を認定して差し支えないこと。

ウ 冷房器具

被支援世帯がアの（ア）から（オ）までのいずれかに該当し、当該支援世帯に属する被支援者に熱中症予防が特に必要とされる者がいる場合であって、それ以降、初めて到来する熱中症予防が必要となる時期を迎えるに当たり、最低生活に直接必要な冷房器具の持ち合わせがなく、真にやむを得ないと実施機関

が認めたときは、冷房器具の購入に要する費用について、7 3, 0 0 0 円の範囲内において、特別基準の設定があったものとして必要な額を設定して差し支えないこと。

エ 支給方法 (略)

(7)・(8) (略)

(9) その他

ア～キ (略)

ク 除雪費

豪雪地帯（豪雪地帯対策特別措置法（昭和 37 年法律第 73 号）第 2 条第 1 項に規定する豪雪地帯をいう。3 の(2)のエにおいて同じ。）において、本人又は親族や地域の支援では日常生活に必要な通路・避難路の確保のために必要な除排雪が困難な場合は、当該除排雪に要する費用（3 の(2)のエにいう「雪囲い、雪下ろし等に要する費用」を除く。）について、冬季加算認定期間ごとに3 4, 0 0 0 円の範囲内において特別基準の設定があったものとして必要な額を認定して差し支えない。

3～5 (略)

6 出産費

(1) 出産予定日の急変によりあらかじめ予定していた施設において分べんすることができなくなった場合等真にやむを得ない事情により、出産に要する費用が生活保護法の基準別表第 6 により難しいこととなったときは、生活保護法の基準別表第 6 の 1 について、3 6 8, 0 0 0 円の範囲内において特別基準の設定があったものとして必要な額を認定して差し支えないこと。

(2) 双生児出産の場合は、生活保護法の基準別表第 6 の 1 について、基準額（(1)の要件を満たす場合は、3 6 8, 0 0 0 円）の 2 倍の額の範囲内において特別基準の設定があったものとして必要な額を認定して差し支えないこと。

が認めたときは、冷房器具の購入に要する費用について、6 7, 0 0 0 円の範囲内において、特別基準の設定があったものとして必要な額を設定して差し支えないこと。

エ 支給方法 (略)

(7)・(8) (略)

(9) その他

ア～キ (略)

ク 除雪費

豪雪地帯（豪雪地帯対策特別措置法（昭和 37 年法律第 73 号）第 2 条第 1 項に規定する豪雪地帯をいう。3 の(2)のエにおいて同じ。）において、本人又は親族や地域の支援では日常生活に必要な通路・避難路の確保のために必要な除排雪が困難な場合は、当該除排雪に要する費用（3 の(2)のエにいう「雪囲い、雪下ろし等に要する費用」を除く。）について、冬季加算認定期間ごとに3 3, 0 0 0 円の範囲内において特別基準の設定があったものとして必要な額を認定して差し支えない。

3～5 (略)

6 出産費

(1) 出産予定日の急変によりあらかじめ予定していた施設において分べんすることができなくなった場合等真にやむを得ない事情により、出産に要する費用が生活保護法の基準別表第 6 により難しいこととなったときは、生活保護法の基準別表第 6 の 1 について、3 6 3, 0 0 0 円の範囲内において特別基準の設定があったものとして必要な額を認定して差し支えないこと。

(2) 双生児出産の場合は、生活保護法の基準別表第 6 の 1 について、基準額（(1)の要件を満たす場合は、3 6 3, 0 0 0 円）の 2 倍の額の範囲内において特別基準の設定があったものとして必要な額を認定して差し支えないこと。

(3) (略)

7 生業費、技能修得費及び就職支度費

(1) (略)

(2) 技能修得費

ア 技能修得費（高等学校等就学費を除く）

技能習得費は次に掲げる範囲において、必要な額を認定すること。

なお、支給にあたっては、被支援者に対して、技能習得費の趣旨目的について十分な説明を行うとともに、技能習得状況の経過を把握し適切な助言指導を行うこと。

(ア)・(イ) (略)

(ウ) 技能修得費として認められるものは、技能修得のために直接必要な授業料（月謝）、教科書・教材費、当該技能修得を受ける者全員が義務的に課せられる費用等の経費、及び資格検定等に要する費用（ただし、同一の資格検定等につき一度限りとする。）等の経費であること。

なお、技能修得費として認められる経費が生活保護法の基準別表第7の1によりがたい場合であってやむを得ない事情があると認められるときは、152,000円の範囲内において特別基準の設定があったものとして必要な額を認定して差し支えないこと。

(エ) 上記（ア）に定めるところにかかわらず、（平成17年3月31日付け社援発第0331003号厚生労働省社会・援護局長通知に定めるところによる）自立支援プログラムに基づくなど、実施機関が特に必要と認めた場合については、コンピュータの基本的機能の操作等就職に有利な一般的技能や、コミュニケーション能力等就労に必要な基礎的能力を修得するための経費を必要とする被支援者について

(3) (略)

7 生業費、技能修得費及び就職支度費

(1) (略)

(2) 技能修得費

ア 技能修得費（高等学校等就学費を除く）

技能習得費は次に掲げる範囲において、必要な額を認定すること。

なお、支給にあたっては、被支援者に対して、技能習得費の趣旨目的について十分な説明を行うとともに、技能習得状況の経過を把握し適切な助言指導を行うこと。

(ア)・(イ) (略)

(ウ) 技能修得費として認められるものは、技能修得のために直接必要な授業料（月謝）、教科書・教材費、当該技能修得を受ける者全員が義務的に課せられる費用等の経費、及び資格検定等に要する費用（ただし、同一の資格検定等につき一度限りとする。）等の経費であること。

なお、技能修得費として認められる経費が生活保護法の基準別表第7の1によりがたい場合であってやむを得ない事情があると認められるときは、149,000円の範囲内において特別基準の設定があったものとして必要な額を認定して差し支えないこと。

(エ) 上記（ア）に定めるところにかかわらず、（平成17年3月31日付け社援発第0331003号厚生労働省社会・援護局長通知に定めるところによる）自立支援プログラムに基づくなど、実施機関が特に必要と認めた場合については、コンピュータの基本的機能の操作等就職に有利な一般的技能や、コミュニケーション能力等就労に必要な基礎的能力を修得するための経費を必要とする被支援者について

も、基準額の範囲内における必要最小限度の額を計上して差し支えないこと。

なお、自立支援プログラムに基づく場合であって、1年間のうちに複数回の技能修得費を必要とする場合については、年額242,000円の範囲内において特別基準の設定があったものとして必要な額を認定して差し支えないこと。

(オ)～(キ) (略)

イ 高等学校等就学費

(ア)・(イ) (略)

(ウ) 学校教育活動のために全ての生徒について学級費、生徒会費及びPTA会費等（以下「学級費等」という。）として学校に納付する場合であって、生活保護法の基準別表第7に規定する基本額によりがたいときは、学級費等について月額2,170円の範囲内において特別基準の設定があったものとして必要な額を認定して差し支えない。

(エ) (略)

(オ) 高等学校等に入学する生徒が、入学の際、入学準備のための費用を必要とする場合は、118,200円の範囲内において特別基準の設定があったものとして必要な額を認定して差し支えないこと。この場合、原則として金銭給付によることとするが、現物給付によることが適当であると認められるときは現物給付によることとして差し支えないこと。（以下（略））

(カ) (略)

(キ) 災害その他不可抗力により学用品を消失し、学用品を再度購入することが必要な場合には、36,500円の範囲内において特別基準の設定があったものとして必要な額を認定して差し支えないこと。

も、基準額の範囲内における必要最小限度の額を計上して差し支えないこと。

なお、自立支援プログラムに基づく場合であって、1年間のうちに複数回の技能修得費を必要とする場合については、年額238,000円の範囲内において特別基準の設定があったものとして必要な額を認定して差し支えないこと。

(オ)～(キ) (略)

イ 高等学校等就学費

(ア)・(イ) (略)

(ウ) 学校教育活動のために全ての生徒について学級費、生徒会費及びPTA会費等（以下「学級費等」という。）として学校に納付する場合であって、生活保護法の基準別表第7に規定する基本額によりがたいときは、学級費等について月額2,330円の範囲内において特別基準の設定があったものとして必要な額を認定して差し支えない。

(エ) (略)

(オ) 高等学校等に入学する生徒が、入学の際、入学準備のための費用を必要とする場合は、87,900円の範囲内において特別基準の設定があったものとして必要な額を認定して差し支えないこと。この場合、原則として金銭給付によることとするが、現物給付によることが適当であると認められるときは現物給付によることとして差し支えないこと。

（以下（略））

(カ) (略)

(キ) 災害その他不可抗力により学用品を消失し、学用品を再度購入することが必要な場合には、26,500円の範囲内において特別基準の設定があったものとして必要な額を認定して差し支えないこと。

また、同様に正規の授業で使用する教科書等を消失し、再度購入することが必要な場合には、上記の額に加えて、高等学校等就学費の教材代として支給対象となる範囲において、必要な実費を認定して差し支えない。

(ク)・(ケ) (略)

(3) (略)

8・9 (略)

第7 収入の認定

1・2 (略)

3 認定指針

(1)・(2) (略)

(3) 収入として認定しないものの取扱い

ア 次に掲げるものは、収入として認定しないこと。

(ア)～(ス) (略)

(セ) 原子爆弾被爆者に対する援護に関する法律（平成6年法律第117号）により支給される医療特別手当のうち40,460円並びに同法により支給される原子爆弾小頭症手当、健康管理手当、保健手当及び葬祭料

(ソ) (略)

(タ) 公害健康被害の補償等に関する法律（昭和48年法律第111号）により支給される療養手当及び同法により支給される次に掲げる保証給付ごとに次に定める額

a 障害補償費（介護加算額を除く。）

障害の程度が公害健康被害の補償等に関する法律施行令（昭和49年政令第295号）第10条に規定する表（以下「公害障害等級表」という。）の特級又は1級に該当する者に支給される場合

37,930円

また、同様に正規の授業で使用する教科書等を消失し、再度購入することが必要な場合には、上記の額に加えて、高等学校等就学費の教材代として支給対象となる範囲において、必要な実費を認定して差し支えない。

(ク)・(ケ) (略)

(3) (略)

8・9 (略)

第7 収入の認定

1・2 (略)

3 認定指針

(1)・(2) (略)

(3) 収入として認定しないものの取扱い

ア 次に掲げるものは、収入として認定しないこと。

(ア)～(ス) (略)

(セ) 原子爆弾被爆者に対する援護に関する法律（平成6年法律第117号）により支給される医療特別手当のうち39,390円並びに同法により支給される原子爆弾小頭症手当、健康管理手当、保健手当及び葬祭料

(ソ) (略)

(タ) 公害健康被害の補償等に関する法律（昭和48年法律第111号）により支給される療養手当及び同法により支給される次に掲げる保証給付ごとに次に定める額

a 障害補償費（介護加算額を除く。）

障害の程度が公害健康被害の補償等に関する法律施行令（昭和49年政令第295号）第10条に規定する表（以下「公害障害等級表」という。）の特級又は1級に該当する者に支給される場合

36,930円

障害の程度が公害障害等級表の2級に該当する者に支給される場合

18,970円

障害の程度が公害障害等級表の3級に該当する者に支給される場合

11,410円

b 遺族補償費

37,930円

(チ)・(ツ) (略)

(テ) 子ども・子育て支援法（平成24年法律第65号）により支給される妊婦支援給付金

(ト)～(ニ) (略)

イ～キ (略)

(4) その他の必要経費

ア・イ (略)

ウ 就労又は求職者支援制度による求職者支援訓練の受講に伴う子の託児費については、その実費の額を収入から控除して認定すること。この場合において、委託された児童に対し受託者が提供する飲食物は、収入認定の対象としないこと。

エ～キ (略)

(5) (略)

第8～第10 (略)

障害の程度が公害障害等級表の2級に該当する者に支給される場合

18,470円

障害の程度が公害障害等級表の3級に該当する者に支給される場合

11,110円

b 遺族補償費

36,930円

(チ)・(ツ) (略)

(テ)～(ト) (略)

イ～キ (略)

(4) その他の必要経費

ア・イ (略)

ウ 就労に伴う子の託児費については、その実費の額を収入から控除して認定すること。この場合において、委託された児童に対し受託者が提供する飲食物は、収入認定の対象としないこと。

エ～キ (略)

(5) (略)

第8～第10 (略)